

原本

一般社団法人 Stand for mothers 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 Stand for mothers と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、全国の母親達の社会課題の解決に寄与することを目的として、日本全国において次の事業を行う。なお、当法人では収益事業を主な事業としては行わない。

- (1) 母親達が行う男女共同参画社会の形成とその他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- (2) 母親達の就労の支援を目的とする事業
- (3) 母親達への女性の健康維持・健康管理及び女性特有の病気に関する正しい情報の普及・啓発をする事業
- (4) 母親達による被災地への支援活動及び社会課題の解決と地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (5) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第4条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第5条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(任意退社)

第6条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第7条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第8条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

#### 第4章 社員総会

(構成)

第9条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第10条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 社員総会は、定時社員総会として毎年6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第12条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する



(議決権)

第14条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第15条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

第16条 社員は、他の社員を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

2前項の場合における第15条の適用については、その社員は出席したものとみなす。

## 第5章 役員

(役員の設置)

第17条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上9名以内

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員を選任)

第18条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員解任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

### (構成)

第23条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

### (招集)

第25条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

## 第7章 資産及び会計

### (事業年度)

第27条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第28条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、法人関係者の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

## 第29条

1 当法人の事業報告及び決算については毎事業年度終了後、代表理事が次の書類及び、これらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けた上、次の書類を定時社員総会に提出し、(1)の書類についてはその内容を報告し、(2)及び(3)の書類については、その承認を受けなければならない。



- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置く。

- (1) 理事及び監事の名簿
- (2) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第30条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

### （定款の変更）

第31条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

### （解散）

第32条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### （残余財産の帰属）

第33条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

### （公告の方法）

第34条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 附 則

1 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年3月31日までとする。